

福祉施設経営相談のQ&A

施設福祉部情報

■経営相談コーナーに寄せられた質問及び回答集の中から掲載します。

○固定資産の取得に係る助成金の会計処理について

Q 日本財団から助成金を頂いて入浴車を購入しました。内訳は左記の通りです。

購入価格 4,200,000円
助成金 2,500,000円

自己負担金 1,700,000円
なお、助成金は日本財団から直接メーカーに支払われます。

A 一旦、設備整備補助金収入に計上したうえで、車輛運搬具取得支出に計上します。

①補助金の交付に係る仕訳
(事業活動収支計算書及び貸借対照表の仕訳)

現金預金 2,500,000 /
設備整備補助金収入 2,500,000
(資金収支計算書の仕訳)

支払資金 2,500,000 /
設備整備補助金収入 2,500,000
②車輛運搬具の取得に係る仕訳
(事業活動収支計算書及び貸借対照表の仕訳)

車輛運搬具 4,200,000 /
現金預金 4,200,000
(資金収支計算書の仕訳)

車輛運搬具取得支出 4,200,000 /
支払資金 4,200,000

○小口現金について

Q 小口現金に過不足が生じた場合に特に注意すべき点はどこでしょうか。又、どの様に処理すべきでしょうか。

A 小口現金は、毎日現金と帳簿残高を照合しなければいけません。現金と帳簿残高が合わない場合は、その日の内に不一致の原因を調査することが重要です。その日の内に原因が分からない場合は、一旦「現金過不足勘定」に計上したうえで改めて原因を調査します。また、どうしても原因が分からない場合は、決裁者(会計責任者)の承認を受けたくうえで、「雑収入」若しくは「雑損失」に計上します。

経営相談のご案内

個別相談 月曜日～金曜日

時間 9時～16時

訪問相談 福祉施設に向いて相談に応じます。

グループ相談

研修会や講演会の際に相談会を開催します。

★鹿児島県社会福祉協議会
福祉施設経営相談コーナー

TEL 099-1257-1988

FAX 099-1250-1935

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1

施設の業務中事故賠償補償

- ①基本補償
 - 基本補償(A)は、法人業務を包括的に補償
 - 見舞費用付補償(B)は、賠償責任のない場合の見舞金も補償
 - オプション・医療事故補償も充実
- ②個人情報漏えい対応補償
 - 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含む)に補償
 - クレーム対応費用、見舞品購入費用等を補償

プラン2

施設利用者の傷害事故補償

- ①入所型施設利用者
- ②通所型施設利用者
- ③不特定多数利用者

プラン4

施設職員の災害事故補償

- ①施設の労災上乘せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

プラン3

施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

- 施設送迎車に搭乗中の傷害補償
- 施設の過失の有無は不問

プラン5

施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆加入対象は、社会福祉法人等で運営している社会福祉施設です。

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン